

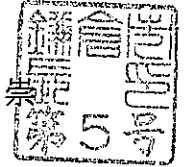
鎌総第2852号

令和8年(2026年)1月13日

鎌倉市議会議長

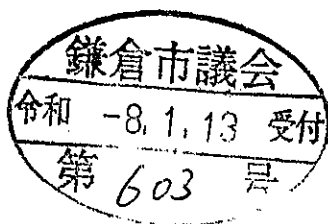
中澤 克之 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 19 号
質問者	重黒木 優平 議員
答弁する者	市 長 (都市景観部みどり公園課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 19 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- (1) 直近 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度まで）において、市が把握している破損又は不具合が確認された遊具の件数を年度別に伺う。併せて、安全上の理由により使用禁止措置を講じた遊具の件数を伺う。
- (2) 公園遊具の安全点検について。定期点検の実施頻度、点検を実施している主体（市職員、委託等）、及び点検結果の記録・保存方法について伺う。
- (3) 遊具の破損等が確認された場合。使用禁止措置から修繕又は撤去に至るまでの対応の流れ及び、標準的に要する期間について伺う。また、現在も使用禁止となっている遊具がある場合には、その件数及び使用禁止となった時期を伺う。
- (4) 公園遊具の修繕及び更新に係る直近 3 年間の当初予算額及び決算額を伺う。

2 質問の理由

市内の公園を見て回ると、使用禁止を示すロープや掲示が設置されたままの遊具を数多く見かける状況がある。鎌倉市のホームページでは、「市内公園のご案内（ホームページ番号 22379）」や「遊具等一覧（ホームページ番号 23216）」により、公園の所在地や設置されている遊具の概要を確認することはできる。しかし、その中には、いつから使用禁止となっているのか分からないまま、長期間にわたり利用できない状態が続いている遊具も見受けられる。

公園は、子どもたちにとって身近で大切な遊びの場であり、遊具の安全確保は当然として、使用できない状態が長期間続くこと自体が、子どもたちの遊びの機会を減少させるという問題を生じさせている。一方で、いつ破損が確認されたのか、なぜ修繕や更新に時間を要しているのか、今後いつ頃対応されるのかといった点について、市民が把握できる情報は限られており、現状では「使用禁止」という結果のみが示され、経過や見通しが分かりにくい状況となっている。

そこで、公園遊具の破損状況や使用禁止となった時期、修繕・更新の対応状況、さらには予算との関係を明らかにすることで、市の公園管理の現状を整理し、今後、より分かりやすく、かつ迅速な対応につなげていく必要があると考えている。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁

本市の都市公園の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、遊具の点検等は指定管理者である公益財団法人鎌倉市公園協会（以下、「指定管理者」という。）が実施しております。毎月、指定管理者から市に提出される月次報告書により、遊具の破損又は不具合等の修繕状況を把握している他、遊具点検の専門業者により実施した法定点検の結果について、指定管理者からの報告により把握しております。

（１）直近３年間の状況は次のとおりです。なお、児童遊園及びこどもの遊び場等、みどり公園課で所管する都市公園ではない施設に設置している遊具についても計上しております。

年度	市が把握している破損又は不具合が確認された遊具の件数	安全上の理由により使用禁止措置を講じた遊具の件数（再掲）
令和４年度（２０２２年度）	３５	３１
令和５年度（２０２３年度）	１５	９
令和６年度（２０２４年度）	１０	５

（２）遊具の日常点検は、一般社団法人日本公園施設業協会が定める「遊具の安全に関する規準」を参考に、市で定めている維持管理水準書に沿って、指定管理者が公園施設の目視点検を週に１回、打診や触診を含めた点検を月に１回実施しております。日常点検の結果については、指定管理者が月ごとにまとめ、保存しております。

法定点検は、遊具が腐食、摩耗していないか、ぐらつきがないか等の項目を、年に１回、指定管理者が委託する遊具点検の専門業者により実施し、点検結果については、市でもデータ等で保存しております。

（３）点検の結果、使用が危険と判断された遊具については、利用者の安全確保のために、立入禁止テープ等で囲い利用を制限し、使用禁止の措置を行っております。遊具の修繕については、指定管理者と締結した基本協定書に基づき、１件につき１３０万円以下の比較的軽微な修繕については、指定管理者が実施し、概ね１週間から３カ月程度で修繕が完了します。

一方、１件につき１３０万円以上の費用を要する修繕については、遊具全体の更新を要するケースが多く、市で次年度に予算措置の上、更新等を実施しております。更新にあたっては、地域からの要望やアンケート等により、ニーズを把握した上で遊具等の選定しており、概ね１年程度の期間を要しております。

令和７年（２０２５年）１２月２５日現在で、使用禁止となっている遊具の件数は７件ですが、令和７年度（２０２５年度）中に全ての遊具を修繕する予定です。詳細は次のとおりです。

地域	公園等名	遊具種類	使用禁止開始月
腰越	日坂あかね公園	すべり台	令和５年（２０２３年）３月
腰越	七里ガ浜東二丁目公園	複合遊具	令和６年（２０２４年）１月
深沢	西ガ谷ろば公園	ぶらんこ	令和６年（２０２４年）６月
大船	今泉児童遊園	複合遊具	令和６年（２０２４年）６月
鎌倉	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区	ハウス遊具	令和６年（２０２４年）１１月
鎌倉	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区	跳躍系遊具	令和７年（２０２５年）８月
鎌倉	若宮大路公園	健康遊具	令和７年（２０２５年）１１月

(4) 遊具の修繕及び更新に係る、直近3年間の当初予算額及び決算額は次のとおりです。

なお、令和4年度当初予算額にインクルーシブ公園改修工事費として、36,080,000円を計上しておりますが、継続費として令和5年度に繰越をしており、本工事費に係る令和4年度決算額は、0円となります。令和5年度当初予算額に本工事費として更に54,120,000円を計上しており、令和4年度の継続費と合わせた本工事費の決算額、91,868,700円を令和5年度に計上しております。

年度	当初予算額	決算額
令和4年度(2022年度)	84,831,700円	23,333,200円
令和5年度(2023年度)	177,060,600円	203,040,178円
令和6年度(2024年度)	98,151,200円	67,676,730円